# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種関係事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉備中央町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

岡山県吉備中央町長

#### 公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

#### T 即油棒却

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供
③システムの名称	予防接種システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府·総務省令第5号第10条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】16の2 【情報照会】16の2、17、18、19項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】行わない 【情報照会】13条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	保健課
②所属長の役職名	保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	吉備中央町 総務課 716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2

吉備中央町 保健課 716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[	1,000人以上1万人5	未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上35) 30万人以上	1万人未満 )万人未満
	いつ時点の計数か	令和	1年5月30日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	1年5月30日 時点			
3. 重大事	牧					
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類				
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		<b></b> <b>直点項目</b>	平価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 頁目評価書において、リス・	全項目評価書
されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通し	た入手を除く		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステュ	ムを通じた提供		]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	] 内部監査	[ ] 外部監	·
9. 従業者に対する教育・日	<b>外</b>					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

変更箇所

##Singering   1-1 (3システムの名称 予防接種システム、日本内検性を対しています。	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
1-3 法令上の機拠		<u> </u>	予防接種システム	予防接種システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー	事後	
1-4 ②法令上の根拠		-3	別表第一	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府·総務省令第5号第10条	事後	
1 ー 5 ②所属長     規度 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (		4 –	番号法第19条7号、別表第二 17、18、19項 予防接種法施行規則第10条等	番号法第19条第7号 別表第二 [情報提供]16の2 [情報照会]16の2、17、18、19項 平成26年内閣府・総務省令第7号 [情報提供]行わない [情報照会]13条	事後	
IV リスク対策     なし、     全面追記する。       IV リスク対策     番号法第19条第8号 別表第二 (情報提出)1602 (情報提出)171 (情報開金)13条 (情報用金)13条 (情報		-2	瀬尾	保健課長	事後	
番号法第19条第7号 別表第二			なし	全面追記する。	事後	
	Ι	4 –	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】16の2 【情報照会】16の2、17、18、19項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】行わない 【情報照会】13条	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】16の2 【情報照会】16の2、17、18、19項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】行わない 【情報照会】13条	事後	